

議案第 25 号

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

## 飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険条例（平成16年飛驒市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号イ中「第75条」を「法第75条」に改める。

第14条第1項中「第22条第1項第1号」を「第29条第1項第1号」に、「第22条」を「第29条」に改める。

第19条中「65万円」を「66万円」に改める。

第19条の10中「24万円」を「26万円」に改める。

第29条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第29条の5第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第19条、第19条の10、第29条及び第29条の5の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 飛騨市国民健康保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第11条 略 (基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第29条、第29条の4及び第29条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあるは、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けら</p>	<p>第1条～第11条 略 (基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第29条、第29条の4及び第29条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあるは、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた<b>法第75条</b>の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けら</p>

れる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 略

第13条 略

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第14条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規

れる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 略

第13条 略

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第14条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規

定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第22条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同

定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第29条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第29条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同

条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 略

第15条～第18条の2 略

(基礎賦課限度額)

第19条 第13条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第19条の2～第19条の9 略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第19条の10 第19条の3の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第20条～第28条 略

(低所得者の保険料の減額)

第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2

条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 略

第15条～第18条の2 略

(基礎賦課限度額)

第19条 第13条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

第19条の2～第19条の9 略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第19条の10 第19条の3の後期高齢者支援金等賦課額は、26万円を超えることができない。

第20条～第28条 略

(低所得者の保険料の減額)

第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2

第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万5千円に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率（その保険料率が当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率を超えるときは、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率とする。）に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率（その保険料率が当該年度分の基礎賦課額の世帯別の世帯別平等割の保険料率を超えるときは、当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率とする。）に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の

第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に30万5千円に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率（その保険料率が当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率を超えるときは、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率とする。）に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率（その保険料率が当該年度分の基礎賦課額の世帯別の世帯別平等割の保険料率を超えるときは、当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率とする。）に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の

2 第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に54万5千円に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

## 2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第19条の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第19条の5」と読み替えるものとする。

2 第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に56万円に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

## 2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第19条の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第19条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第21条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

第29条の2～第29条の4 略

(出産被保険者の保険料の減額)

第29条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1)・(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第19条の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第19条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をい

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第21条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

第29条の2～第29条の4 略

(出産被保険者の保険料の減額)

第29条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1)・(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第19条の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第19条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をい

う。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第21条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

- 5 当該年度において、第29条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) 略

#### 6 略

- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第19条の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付

う。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第21条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

- 5 当該年度において、第29条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)・(2) 略

#### 6 略

- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第19条の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付

資料

金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第21条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

以下 略

金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第21条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

以下 略

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	国民健康保険法施行令の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	「令和7年度税制改正の大綱」(令和6年12月27日閣議決定)において中間所得層の負担への配慮や物価上昇による影響に配慮し、国民健康保険税において所要の改正が行われることから、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第32号)が公布されたことに伴い所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p><b>【改正の内容】</b></p> <p>1 医療費が増大する中において、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から賦課限度額を見直すもの。</p> <p>(1) 基礎賦課限度額の引上げ 限度額を現行の65万円から1万円引上げ66万円とする。 (第19条、第29条及び第29条の5関係)</p> <p>(2) 後期高齢者支援金賦課限度額の引上げ 限度額を現行の24万円から2万円引上げ26万円とする。 (第19条の10及び第29条の5関係)</p> <p>2 軽減判定所得基準額の引上げ 物価上昇局面における経済動向等を踏まえ、軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、令和7年度から世帯人数に乗じる額を見直すもの。</p> <p>(1) 5割軽減 現行の29万5千円から1万円引上げ、30万5千円とする。</p> <p>(2) 2割軽減 現行の54万5千円から1万5千円引上げ、56万円とする。 (第29条関係)</p>
市民への影響等	<p><b>【市民への影響】</b></p> <p>1 (1) 高所得層には不利となる改正 (2) 高所得層には不利となる改正</p>

	<p>2 (1) 該当する者には有利となる改正 (2) 該当する者には有利となる改正</p> <p>【影響規模の参考】</p> <p>1 (1) 対象見込数 26世帯／92人 (2) 対象見込数 32世帯／107人</p> <p>2 (1) 5割軽減世帯数：503世帯／791人 (2) 2割軽減世帯数：370世帯／604人</p>
施行日	令和7年4月1日
備考	